

## 令和7年度石岡市婚活支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、結婚意欲のある男女に対し、婚活の支援をするため、いばらき出会い系サポートセンター登録料又は民間の結婚相談所等の登録料及び利用料に要する経費の一部を予算の範囲内で石岡市婚活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金の交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住所を有する者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により住民基本台帳に記載されている者をいう。
- (2) 結婚相談所等 いばらき出会い系サポートセンター又はマッチングアプリ及びサイトを含む民間の結婚相談所をいう。ただし、民間の結婚相談所については次のいずれかの条件のうち、1つ以上を満たすものとする。
  - ア 市内に営業所を有している結婚相談所であること。
  - イ 申請時において特定非営利活動法人結婚相手紹介サービス業認証機構が認証するIMS認証マークを取得している事業者のサービスであること。
- (3) 利用者 結婚意欲をもって婚活を行っており、結婚相談所等を利用する者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事実上の婚姻関係と同様の事情のない独身者であって結婚相談所等の利用者であること。
- (2) 石岡市に住所を有する当該年度において18歳以上であること。
- (3) 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、結婚相談所等の登録料及び利用料とする。

### (補助対象期間)

第5条 補助金の交付対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、11,000円を上限とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、婚活支援補助金交付申請書（様式第1号）に、独身であることを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の決定）

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、婚活支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 補助事業完了後、別に定める様式により補助事業等実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは要綱又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- (6) その他市長が必要と認める条件

（補助事業の内容等の変更）

第10条 前条に規定する交付の決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、

補助事業の内容について補助金額に変更が生じたときは、婚活支援補助金変更申請書（様式第3号）に、変更した内容その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、婚活支援補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 交付決定者は、諸般の事情により結婚相談所等の利用に至らなかつたときは、婚活支援補助金交付申請取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、結婚相談所等の支払が完了したときは、市長が定める期日までに、婚活支援補助金実績報告書（様式第6号）に、期間中に利用した結婚相談所等の利用料金が分かる書類を添えて、市長に対し提出しなければならない。

（補助金等の額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行つたときは、速やかに、婚活支援補助金確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 交付決定者は、市長が定める期日までに婚活支援補助金交付請求書（様式第8号）に補助金確定通知書の写しを添えて、市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に決定した補助金の交付を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返納又は返還を命ずることができる。この場合において、補助金の返還額の算定は、利用期間等を考慮し、市長が決定し、婚活支援補助金返納・返還命令通知書（様式第9号）により通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を有しなくなったとき。
- (2) 偽りの申請その他不正行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 登録料及び利用料の払い戻しをしたとき。
- (4) 婚活以外の用途で使用したとき。
- (5) 結婚相談所等で虚偽の登録を行ったとき。
- (6) 交付決定に瑕疵があるとき。
- (7) その他市長の指示又は条件に従わなかつたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、交付決定者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(調査)

第16条 市長は、補助金の適正な交付のために必要な範囲において交付決定者に対し、必要な調査をすることができる。

2 市長は、前項の調査の結果、不適切と認められるときは必要な措置を講じるものとする。

(台帳の整備)

第17条 市長は、補助金の処理に関する台帳により諸記録を整備し、管理するものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。  
(令和6年度石岡市婚活支援補助金交付要綱の廃止)
- 2 令和6年度石岡市婚活支援補助金交付要綱（令和6年石岡市告示330号）は、廃止する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

生年月日

連絡先

婚活支援補助金交付申請書

令和7年度石岡市婚活支援補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

結婚相談所等種別	所在地	
	名称（サービス名）	
	電話番号	
利用予定期間	年 月 ~	年 月
補助申請額		

関係書類

独身であることを証明する書類

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

婚活支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった婚活支援補助金交付申請書について、  
次のとおり決定したので、令和7年度石岡市婚活支援補助金交付要綱8条の規定により通  
知します。

- |         |    |     |
|---------|----|-----|
| 1 決定の区分 | 交付 | 不交付 |
| 2 交付決定額 | 金  | 円   |
| 3 不交付理由 |    |     |

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

連絡先

婚活支援補助金変更申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった補助金について、補助事業を下記のとおり変更したいので、令和7年度石岡市婚活支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

- |               |   |   |
|---------------|---|---|
| 1 交付決定額       | 金 | 円 |
| 2 変更後の補助金の申請額 | 金 | 円 |
| 3 変更の理由       |   |   |

様式第4号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

婚活支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更については、令和7年度石岡市婚活支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 既交付決定額 金 円  
( 年 月 日 通知 第 号)

2 変更交付決定額 金 円

3 交付条件

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 補助事業完了後、別に定める様式により補助事業等実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは要綱又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

婚活支援補助金交付申請取下書

年 月 日 第 号付で交付決定を受けました補助金については、  
諸般の事情により結婚相談所等の利用に至らなかったので、令和7年度石岡市婚活支援補  
助金交付要綱第11条第1項の規定により、申請を取り下げます。

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

### 婚活支援補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった補助金の事業について、下記のとおり実施したので、令和7年度石岡市婚活支援補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額	金	円
2 利用料金	金	円

### 添付書類

期間中に利用した結婚相談所等の利用料金が分かる書類

様式第7号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

婚活支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、令和7年度石岡市婚活支援補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記とおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額	金	円	
2 支払予定日	年	月	日

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

### 婚活支援補助金交付請求書

年 月 日付けで確定通知のあった補助金について、令和7年度石岡市婚活支援補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 請求額の内容

補助金の名称	令和7年度石岡市婚活支援補助金		
交付決定通知	年 月 日付け通知 ( 第 号)		
補助金交付決定額	円		
確定通知	年 月 日付け通知 ( 第 号)		
補助金確定額	円		
金融機関名等	銀行・信金・信組・農協 店・支所 当座・普通 口座番号		
フリガナ			
口座名義			

様式第9号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長 印

婚活支援補助金返納・返還命令通知書

年 月 日 付けで交付決定した補助金について、令和7年度石岡市婚活支援補助金交付要綱15条第1項の規定により、次のとおり返納又は返還するよう通知します。

- 1 返納・返還すべき金額 円
- 2 理由
- 3 返納・返還方法 別添納付書による納付